

令和8年度

震災後の影響を加味した北陸内湾の地形データ解析補助業務

特記仕様書

令和8年5月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 業務概要

本業務は、震災の影響を加味したうえで北陸内湾の地形データを解析することを目的として行うデータ解析補助を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日より令和8年8月28日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇は休日として設定している。

3. 貸与物件

- (1) 貸与物件は、表3-1のとおりとする。
- (2) 受注者は、貸与物件の借用後においては、適切な維持管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、貸与物件の必要がなくなった場合、速やかに調査職員に返還しなければならない。

表3-1 貸与物件

品名	品質・規格等	単位	数量	引渡場所	引渡時期
				返還場所	返還時期
地形データ	北陸地震前後の地形データ（震災後のデータは対象海域の一部エリア） 形式は csv、及び dwg や xyz (CAD)	式	1	調査職員との協議による	調査職員との協議による
				調査職員との協議による	調査職員との協議による

4. 業務仕様

4-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省 港湾局 令和8年3月）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

4-2 計画準備

受注者は、本業務の実施に先立ち、事前に仕様内容等を確認のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

4-3 対象海域

対象海域は、石川県における輪島港（図4-1）と七尾湾（図4-2）とする。
具体的な対象エリアは調査職員と協議のうえ決定する。

4-4 震災後地形データの確認

震災後地形データのファイル数が膨大であるため（輪島港：約 140、和倉港：約 380）、各々のデータを確認し、位置情報等のメタデータを整理すること。メタデータが不十分な場合、対処法を調査職員と協議のうえ決定すること。

4-5 地形データの解析

- 1) 受注者は、貸与する 2024 年の北陸地震前の地形データと震災後のデータ（一部エリアのみ）とを組み合わせ、対象海域全体に震災後の地形変化を加味した地形データを作成すること。データの位置情報の精度が不十分な場合、具体的に加味する方法は、調査職員と協議のうえ決定すること。なお、空間解像度は、輪島港は 50m、七尾湾は 250m とする。
- 2) 受注者は、対象エリアの一部エリア（図 4-1、4-2 の赤枠エリア）にて、地形データをさらに解析し、空間解像度 10m の地形データを作成すること。具体的な範囲は表 4-1 の通り。

表 4-1 各港湾の赤枠範囲（図 4-1）

No.	輪島港（833ha）	七尾湾（353ha）
1	136.89365°E, 37.417641°N	136.907345°E, 37.096262°N
2	136.934405°E, 37.416945°N	136.916457°E, 37.098459°N
3	136.932658°E, 37.393906°N	136.947123°E, 37.088158°N
4	136.905543°E, 37.394799°N	136.940586°E, 37.082137°N
5	136.896061°E, 37.400916°N	136.906023°E, 37.088637°N

4-6 報告書作成

受注者は、上記 4-4～4-5 で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

4-7 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議 1 回、業務の遂行に応じて中間報告 1 回、業務の完了時に最終報告 1 回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

5. 成果物

5-1 成果物

本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、特記仕様書、業務計画書、報告書等すべての最終成果（以下「業務完成図書」という）を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「業務完成図書」は、電子データを電子媒体（CD-R や DVD-R 等）で 2 部提出するものとする。
- (3) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

5-2 提出先

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。
また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (3) 著作権の帰属等については、以下のとおりとする。
 - ① 本業務にて作成したプログラム等の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、当所に帰属するものとする。
 - ② 受注者は、当所及び当所が指定する者に対して、本プログラム及びその改変物等に関し、著作権者人格権を行使しないものとする。
 - ③ 既存のモジュール等を利用した場合には、用いたモジュールの名称、その権利者、本業務において、そのモジュールを利用するために行った権利処理内容を明確にするものとする。
- (4) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (5) 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。
- (6) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

以 上